

No.	資料の種類	該当ページ	質問	回答
1	募集要項	P4	プレゼンテーションは現地の担当者が行い、質疑応答はオンラインで別の担当者が回答することは可能でしょうか。	プレゼンテーションを円滑に行うため、対面による実施を予定しています。なお、プレゼンテーションには説明者を含め3名まで参加可能ですので、質疑応答への対応が可能な方の同席をお願いします。
2	募集要項	P2 7-(1)提出物-ア	代表者名を記入する用紙で「印」が無いものが何枚かございますが、こちらに代表者印は必要でしょうか。04_業務委託契約書(案)には「印」がございますので、押印予定です。	参加申込に必要な様式第1号から第3号については、押印不要です。
3	募集要項（スマートフォンアプリ開発及び採用実績調書【様式第3号】）	－	実績調書に記載させていただくスマートフォンアプリについて、今回提案させていただくスマートフォンアプリ以外についても実績として記載することは可能でしょうか。	実績調書（様式第3号）は、募集要項「6 応募資格」で定めている、健康管理アプリの開発及び採用実績を確認するための調書になります。よって、今回提案アプリ以外の実績を記載することは差し支えありませんが、同種の健康管理アプリであることが必要です。
4	募集要項（スマートフォンアプリ開発及び採用実績調書【様式第3号】）	－	数種類のスマートフォンアプリの開発及び採用実績がある場合、実績調書を複数枚に分けて提出することは可能でしょうか。	同種の健康管理アプリの実績であれば、実績調書を複数枚に分けて提出することは可能です。
5	仕様書	P5 第1-4-(3) イ	問い合わせ対応は、メール等での対応を想定してもよろしいでしょうか。	最低限、メールや問い合わせフォームからの対応は想定しています。より良い対応方法があればご提案ください。
6	仕様書	P8 第2-1 管理者①	CSV出力のフォーマットは、本事業全体で統一したものになる(市町村ごとに異なるフォーマットが求められることはない)と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	仕様書	P8 第2-1 参加者向け機能⑤	「バイタル(血圧、体温等)」という記載について、血圧と体温は例として記載されているものであり、必須項目ではないと捉えてよろしいでしょうか?例えば、体重・体脂肪率などの記録でもバイタルデータの入力・管理ができるという要件を満たせると考えてよろしいでしょうか。	血圧と体温はバイタルデータの例示であり必須ではありませんが、健康管理に役立つ様々なデータが管理できるものを評価します。
8	仕様書	P8 第2-1 参加者向け機能④	「④オンラインやチャット等により保健指導で活用できる機能が実装されていること。」という部分ですが、オンライン会議機能もチャットも「どちらも必須」ということでしょうか。それとも保健指導に使えるなら「どちらかでもよい」という意味でしょうか。	保健指導で活用できる機能であれば、「どちらも必須」である必要はありませんが、仕様書に記載したあたり本アプリを用いた具体的な活用方法を提案してください。保健指導をするうえで、有効な機能であるものを評価します。
9	仕様書	P8 第2-1 参加者向け機能④	「チャット等」というのは、オンライン面接時にチャットを併用できるという意味で、別途チャット専用機能が必要というわけではないと解釈してよろしいでしょうか。例えば、ZoomやGoogle Meet等のオンラインミーティングツール付帯のチャットが利用できるという形でも要件を満たせますでしょうか。	「チャット等」というのは、オンラインによる特定保健指導の初回面談後の継続支援等にチャットを活用できることを想定したものです。そのことから、オンライン面談以外でも利用できるツールであることが望ましいです。
10	仕様書	P9 第2-2 運営業務要件	試行稼働後のコールセンター業務には、1次受けから電話対応が必須で含まれますでしょうか。アプリ内からの問い合わせやメールでの対応を1次受けとし、メール等での対応が困難な場合に電話対応を行うという流れでも問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	仕様書	P10 第3-2 管理者機能へのアクセス制限	管理者機能はIPアドレス制限ができるが、周辺のオンライン面接ツール等はIP制限ができず、ID・PWによる認証となる形でも問題ないでしょうか。オンライン面談ツールには個人情報が含まれない運用を想定しています。	ID・PWによる認証でも問題ありません。
12	仕様書	P2 第1-2-(2)	本取り組みへの参加が許可された参加者への連絡は各自自治体から行うものとし、弊社から各自自治体に対しては、各参加者のアプリ利用開始に必要な情報（利用開始用のユーザー識別コードなど）をお伝えすればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	仕様書	P5 第1-4-(3) イ	各団体側のシステム利用者(栄養士含む)は何名程度を想定していますでしょうか。	各団体毎の契約数（利用人数）や体制によりシステムを利用する人数は異なるものの、1団体あたり数名程度と想定しています。

No.	資料の種類	該当ページ	質問	回答
14	仕様書	P5 第1-4-(3)ウ	既存の健康アプリと共存させるため、軽微なものを含めると毎週のようにアップデートが行われます。 どの程度のアップデートの場合にご連絡するのかなどにつきましては、契約後に相談する形で問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	仕様書	P5 第1-4-(3)ウ	動作保証するスマートフォンOSのバージョン(iOS14以上など)については、弊社既存アプリの基準に準ずる(開始時点でもその後も)と考えて問題ないでしょうか。	OSの対応バージョンは、評価の対象になります。 貴社の既存アプリの基準について御説明ください。
16	仕様書	P8 第2-1 参加者向け機能	「オンラインによる栄養指導」に関して、 ・利用者に参加者間のスケジュール調整は、本システムの対象外という認識で問題ないでしょうか。 ・オンライン栄養指導の手順は、以下業務フローの認識で問題ないでしょうか。 オンライン面談ツール(弊社で環境準備)にて、アクセスURLを自治体にて発行 ↓ 弊社管理画面で参加者のメールアドレスを確認(もしくは自治体でお持ちの連絡先) ↓ メールにてアクセスURLを連絡 ↓ オンライン面談ツールにて栄養指導を行う 上記で不可の場合、満たすべき要件の詳細があれば教えていただくと助かります。	スケジュール調整に関してはご認識の通りです。 オンライン指導の手順については、本アプリを用いた具体的な活用方法として提案してください。
17	情報セキュリティ特記仕様書	11テストの実施方法	「テスト」とは、本サービス向けにカスタマイズした箇所のテストを想定していますが、問題ないでしょうか？ 既存アプリ・システムを利用するため、今回カスタムする箇所以外のテストは不要と認識しています。	ご認識のとおりです。
18	企画提案評価基準	P1	(企画提案評価基準記載内容) 「本調達に係る費用見積」については、以下のとおり、提出された見積価格に応じて評価する。 価格評価点 = 100点 × (1 - 見積価格 / 予定価格) 上記記載について「本調達に係る費用見積」は100点満点となる計算となります。別紙「評価項目書」では「本調達に係る費用見積」の配点は50点満点となっておりますが、どちらが正しいでしょうか。	価格点の配点は、「評価項目書」に記載の50点が正しい配点になります。 よって、企画提案評価基準は以下のとおり読み替えてください。 価格評価点 = 50点 × (1 - 見積価格 / 予定価格) ※企画提案評価基準を修正しました。(8月17日掲載)
19	評価項目書	—	「本調達外の費用見積等」(令和6年度から3年間の参加者一人当たりの金額)については見積書への記載のみで問題ないでしょうか。またこの部分の評価方法について教えていただくことは可能でしょうか。	見積書への記載のみで結構です。なお、評価方法については、企画提案書評価基準「3. 採点基準」により5段階で評価します。